

MIE BANK NEWS RELEASE

各 位

2018年2月15日
株式会社 三 重 銀 行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社三重銀行（本店：四日市市、頭取：渡辺 三憲）は、オープン・イノベーションを推進し、新しい技術を取り入れた付加価値の高い金融サービスを、安心・安全にお客さまに提供するため、電子決済等代行業者との連携、協働を進めてまいります。

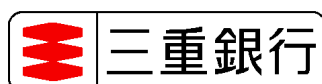
このような中、今回、銀行法等の一部を改正する法律（2017年6月2日公布）の規定に基づき「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定しましたので、公表いたします。方針の内容については、別紙をご覧ください。

当行では、今後も地域の皆さまのニーズにお応えし、地域の活性化支援に努めてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

営業企画部 山本 TEL059-354-7120



(株)三重銀行 総合企画部 広報室
四日市市西新地 7-8 TEL059-354-7172

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 基本方針

当行では、電子決済等代行業者との連携、協働を通じて、新しい技術を取り入れた付加価値の高い金融サービスを積極的に提供することで、地域の皆さまのニーズにお応えしていくと共に、地域の活性化を支援してまいります。

2. API の体制整備

当行は、当行を利用するお客さまが、利便性の高いサービスを、安心・安全を確保したうえでご利用いただけるよう、電子決済等代行業者(※)との連携及び協働に向けた体制を整備してまいります。

(1) 更新系 API の整備時期

個人のお客さまの口座について、2020年3月を目途に更新系APIの整備を行う予定です。

法人のお客さまの口座について、2018年12月を目途に更新系APIの整備を行う予定です。

(2) 参照系 API の整備時期

個人のお客さまの口座について、2019年1月を目途に参照系APIの整備を行う予定です。

法人のお客さまの口座について、2018年12月を目途に参照系APIの整備を行う予定です。

※銀行法等の一部を改正する法律(2017年6月2日公布)による改正後の銀行法第2条第18項に定める事業者。当行が別途定め、公表する予定の電子決済等代行業者に求める基準を満たす事業者に限ります。

3. システムに関する事項

当行は、「オープンAPIのあり方に関する検討会」(事務局：一般社団法人全国銀行協会)による「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書 - オープン・イノベーションの活性化に向けて -」記載のAPI仕様標準、セキュリティ原則に則ってシステム構築を行います。

なお、当行はシステム的设计、運用及び保守を、株式会社NTTデータへ委託して行います。

4. 参考情報

当行がAPIで提供する機能については、順次、当行ホームページ上で公開していく予定です。なお、当行は個人・法人いずれのお客さまについても当行のインターネットバンキング契約がある方を対象とする予定です。

5. 担当部署

当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る担当部署は以下のとおりです。

営業企画部 (eigyokikaku_fin@miebank.co.jp)

以上

APIの整備時期は現時点での予定です。今後、株式会社NTTデータとの調整等により、公表までに時期等が変更となる可能性があります。